



令和7年11月
農業委員会議事録

飯山市農業委員会



日 時 令和7年11月26日(水) 午後3時30分開会
場 所 飯山市役所 4階 全員協議会室

出席及び欠席者 別紙のとおり

議事録署名委員 議席番号 13番 春日 孝利 委員
議席番号 16番 石田 慶子 委員

農地議案審議 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について
議案第3号 農用地利用集積等促進計画(貸借)への意見について
議案第4号 農用地利用集積等促進計画(所有権移転)作成の要請
について
議案第5号 農用地利用集積計画の取りやめについて
報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理に
ついて



別紙

出欠	議席 番号	氏名	住所	備考
出席	1	飛澤正志	飯山市大字飯山 2566 番地 1	
出席	2	大口昂帝	飯山市大字南町 17 番地 3	
出席	3	高澤富士子	飯山市大字飯山 11492 番地 224	
出席	4	松澤孝	飯山市大字静間 1744 番地	
出席	5	武田一清	飯山市大字蓮 3378 番地	
出席	6	岡田忠治	飯山市大字其綿 406 番地	
出席	7	西條亀美夫	飯山市大字天神堂 196 番地	
出席	8	望月晃一	飯山市大字瑞穂豊 609 番地	
出席	9	藤本英喜	飯山市大字瑞穂 579 番地 1	
出席	10	清水敏明	飯山市大字旭 734 番地 1	
出席	11	小嶋清子	飯山市大字旭 6181 番地 1	
出席	12	清水勝	飯山市大字旭 4873 番地	
出席	13	春日孝利	飯山市大字緑 1358 番地	
出席	14	嶋津正道	飯山市大字緑 1334 番地 3	
出席	15	沼田浩子	飯山市大字照里 437 番地	
出席	16	石田慶子	飯山市大字照里 954 番地 1	
出席	17	福澤千鶴	飯山市大字常盤 554 番地	
出席	18	足立久子	飯山市大字常盤 5657 番地 1	
出席	19	小林嘉之	飯山市大字常郷 2996 番地	
出席	20	金崎恵	飯山市大字豊田 803 番地	
出席	21	廣川順一	飯山市大字照岡 649 番地 1 の 2	
出席	22	市村孝	飯山市大字一山 2888 番地 1	



<p>事務局長</p>	<p>お疲れ様でございます。ただいまより11月の農業委員会総会を始めさせていただきます。会長よりご挨拶をよろしく申し上げます。</p>
<p>会 長</p>	<p>皆さんお疲れ様です。急に寒くなりまして、冬支度は皆さん終えているでしょうか。うちは冬支度がまだもうちょっとあるんですけども、バタバタとしそうな時期になってきております。今月ですが、管外視察ということで3日間行かせていただきました。その中ではまた委員長にも報告していただきますけれども、大変参考になったことがたくさんございまして、いい視察だったなと感じております。それから長野県農業委員会大会ですが、大勢の方にご参加いただきありがとうございます。ここでは功労者表彰というのがありまして、当農業委員会で活躍された松永晋一さん、増山正一さん、小林喜代春さんの3名が表彰されております。大会では情勢報告を聞いたり、要請の決議など、欠席された方にも資料が届いていると思いますので、また内容をよく見ていただいて、こんな要請をしているということを知っていただければと思います。またこの中の事例発表などの内容もちょっと説明していただける場面もあると思いますのでよろしく申し上げます。とにかく皆さん。これから寒くなって体にこたえてきますので、体調を崩さないように頑張ってくださいと思います。今月はこのあと予定がありますので、時間通り終わらせたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。</p>
<p>議 長</p>	<p>事務局より経過報告をお願いします。</p>
<p></p>	<p>【事務局より資料に基づき経過報告】</p>
<p>議 長</p>	<p>事務局より欠席委員の報告をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>本日は全員出席になっています。</p>
<p>議 長</p>	<p>議事録署名委員の指名を行います。 飯山市農業委員会会議規則第8条第1項に規定する議事録署名委員ですが、こちらから指名させていただきます。 議席番号13番 春日孝利委員、16番 石田慶子委員にお願いいたします。</p>
<p>議 長</p>	<p>それでは、農地議案審議に入ります。 議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」 事務局より議案の朗読と説明をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>今月の農地法第3条の許可申請は11件です。 議案第1号について、受付番号42番～49番は所有権移転、受付番号</p>



事務局	3番～5番は貸借権設定に関する件になります。
事務局	【 所有権移転 受付番号42番～49番 貸借権設定 受付番号3番～5番 議案書をもとに朗読と説明 】
事務局	ご審議をお願いします。
議長	ありがとうございました。それでは担当地区の委員さんから補足をお願いします。42番の補足説明をお願いします。
21番	譲渡人の△△さんと電話でお話を伺いました。△△さんは温井から引っ越して二十数年になるそうですが、田んぼはほとんど作っていない状態です。現地の方を確認しましたが、雪が降った後でよく見えませんでした。おそらくたくさん草が生えていたようで大したことはないと思ったのですが、後日譲受人の〇〇さんにお話を伺いましたら、来春は田んぼをやりたいと言っていました。譲受人の〇〇さんは今は長野市に住んでおられますが、冬は温井にきて主にスノーモービルを中心にこちらにいるそうなんです。田んぼもやりたいという話ですので問題はないかと思えます。
議長	43番の補足説明をお願いします。
18番	譲渡人の△△さんは高齢のため自分の土地を人に貸してあったんですが、荒らされていたので返してもらって、隣の譲受人の〇〇さんをお願いしたそうです。譲受人の〇〇さんはすでに起こして綺麗にしてありました。
議長	44番の補足説明をお願いします。
19番	昭和37年から譲受人の〇〇さんが耕作されているそうです。譲受人の〇〇さんが高齢のため息子に耕作内容を伝えるために調べたところ、自分の土地ではなかったということで、慌てて申請をしたということです。問題ないと思えます。
議長	45番の補足説明をお願いします。
15番	譲渡人の△△さんの方には連絡は取れておりませんが、譲受人の〇〇さんに連絡を取らせていただきました。52歳で農業はしっかりやるというような言葉もありました。本人と直接会ったことはないんですけど、電話のやり取りではこれから農機具なども必要になるかもしれないので、おいおい考えていくということをしていました。一応そこに住むというようなことを言われたので、そこに住むということは区の一員になるということです。区と上手に連絡を取り合ってやってほしいということと、自分



<p>15番</p>	<p>の畑だからそのまま荒らしてもいいんだよということにはならないので、荒らさないように頑張ってほしいとそういうことだけはお伝えしてあります。本人がやると言っているので、ちょっと見守っていく案件かなと思います。面積的にはそんなに広くはないんですけども、自宅の隣ということで、管理はしやすいかと思います。今現在、他の方が借りて作っていらっしゃるんですが、その方は納得されていて、その土地を売るので譲渡人の△△さんがその方から返していただくというような形です。問題ないと思います。</p>
<p>議長</p>	<p>46番の補足説明をお願いします。</p>
<p>1番</p>	<p>譲受人の〇〇さんにお会いしてお話を伺ってきました。先ほど事務局から説明があったように、譲受人の〇〇さんはご家族で住宅を取得されて、その住宅の隣には物置もあって、その隣接している裏側にこの畑があります。今後は小さな機械を用意して、物置もあるのでそちらで農機具を置いて、裏の畑は自家菜園ですけど作っていきたいということです。特に問題はないと思います。</p>
<p>議長</p>	<p>47番の補足説明をお願いします。</p>
<p>8番</p>	<p>譲渡人△△さんはよくわからず相続して、譲受人の〇〇さんとの話は弟さんが間にはいつているそうです。家を建てて家庭菜園をやると言っているので問題ないと思います。</p>
<p>議長</p>	<p>48番の補足説明をお願いします。</p>
<p>11番</p>	<p>譲受人の奥さんに話を聞いてきました。旦那さんが病気をしまして、生前贈与で渡すということです。畑では二人でブルーベリーを育てているので問題ないと思います。</p>
<p>議長</p>	<p>49番の補足説明をお願いします。</p>
<p>19番</p>	<p>譲受人の〇〇さんと話をしました。令和5年に農地法第3条で取得した農地については、〇〇さんは除草剤は使わない、ポリマルチも使わない、自然の形でやっていますが、それではまず無理だという話しをして、生分解マルチというのがあるのでそれを使うように指導はしました。かぼちゃについてはそういう形で育苗して定植するように教えました。それから今回の水田の話しをしたんですが、前にハウスが建っていたりいろいろしていて転作していたんですよ。水持ちが悪いと〇〇さんも心配していました。今のところ水田の技術的な指導については、地元の農業者の人たちがいますから大丈夫だと思います。水持ちが悪くてどうしても駄目だったら、畑</p>



19番	として活用した方がいいという話しもしてきました。意欲はあります。細かい手仕事はちょっと苦手なんですけれど、機械的にはトラクターなどはある程度大丈夫だということです。技術的なことはある程度面倒をみてやらなければならないと思います。取得して頑張ってやっていきたいと思はれましたので、問題ないかと思はれます。
議長	貸借権設定の3番の補足説明をお願いします。
13番	夏は田んぼ、ズッキーニ、オクラなど作っています。借人の息子さんが主体となって耕作されているので、問題ないと思はれます。
議長	貸借権設定の4番・5番の補足説明をお願いします。
15番	第三者に貸借されていましたが、貸借契約を解消して返還された畑です。新たに息子さんと貸借設定をしたもので、問題ないと思はれます。
議長	ご意見、ご質問がございましたらお願いします。 推進委員の皆さんは何かご意見ございますか。
14番	47番ですが、農地法3条で畑を買って、農地法5条の20番で住宅敷地用に畑559㎡ほど買っていますが、どうしてこんなに高いのでしょうか。
事務局	農地法第5条の規定による許可申請の20番です。所有権移ということで2,324,000円とあります。当初この559㎡の面積と農地法第3条47番の475㎡、これは一緒のところでした土地を一括して約400万円です所有権移転しました。案分がされてなかったため面積割してそれぞれ出しています。畑の面積、畑の金額とすれば農地法第3条47番の方はとても高額になっておりますが、理由といたしますと、約400万円を面積割したからということです。
議長	別々に売買したのではなく、トータルだったので畑の分がこの値段になったということですね。
議長	それでは採決にはいります。 原案のとおり賛成の方は挙手をお願いします。
	(全員挙手)
議長	全員賛成ですので、議案第1号は原案のとおり決定いたします。
議長	次に議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請について」事務局よ



議 長	り議案の朗読と説明をお願いします。
事務局	【受付番号17番～22番 議案書をもとに朗読と説明】
議 長	17番の補足説明をお願いします。
10番	譲受人の〇〇さんに会うことができました。お話を聞きますと、50年ぐらい前におばあちゃんが亡くなったときに譲渡人の△△さんが相続されて以降ずっと所有していたんですが、固定資産税を宅地でずっと払っていて今回譲渡人の△△さんの方から譲受人の〇〇さんの方に相談があったということです。現在はここにも書いてある通り、農業用倉庫および車庫が10何年前からずっと建っていますので問題ありませんし、一応贈与というような事で両者は納得済みということでした。
議 長	18番の補足説明をお願いします。
17番	借人の〇〇さんからお話を聞きました。奥さんの実家ということですので問題はないと思います。
議 長	19番の補足説明をお願いします。
1番	お話を聞いて現地も確認してきました。息子さんということですので問題ないと思います。
議 長	20番の補足説明をお願いします。
8番	農地法第3条47番で説明しましたが、問題ないと思います。
議 長	21番・22番の補足説明をお願いします。
4番	関係者の方に話を聞きました。現状は荒地です。地元でも所者が困っている中で、蓄電池の設置場所ということで地元の要望で設置がされるという内容です。事務局から書類を一部いただきまして見させていただいたんですけども、丁寧に地元の説明会をされており。宅地規制法の手続きのための地価調査ですとか、よくできているので問題はないと思います。
議 長	ご意見、ご質問がございましたらお願いします。 推進委員の皆さんは何かご意見ございますか。
議 長	20番の住宅を見るとお手洗いあるんですけど、下水道が通っていないというようなお話をされていたんですが、これは水洗トイレにはならないと



議 長	<p>ということですか。</p>
事務局	<p>浄化槽という装置が設置されます。そこは水洗を付けられますので一般の家と同じような形のもので。その中で綺麗にした水を流すという装置です。</p>
4 番	<p>ここは下水道の処理区域で法的に指定されている場所ですが、よろしいのでしょうか。</p>
事務局	<p>その調整につきましては、市上下水道課から工業者が説明を受け下水道を引けないというところで浄化槽かトレンチかというところの選択肢の中で浄化槽にしたという経過がありましたので、そこは大丈夫だと思います。</p>
議 長	<p>21番・22番の地上権の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>先ほどの説明がありました通り、地権者の方から何とかして欲しいということで、当初は□□建設が所有者になって事業をやっていかうという話だったんですが、ちょっと金額の方が莫大になりすぎて自社では申請できないということになりました。だけど地元とすれば□□建設に買ってほしいですし、私達も新しく出来た知らない会社よりも地元の会社を買って欲しいというところがありますので、その契約はそのまま生かして、かつこの会社が事業をできるようにするには、地上権という何でも使える権利を設定することで自由に使ってもら。転用ができた後に、所有権を地元から□□建設に変える。ということで全て整うという算段で、今回地上権設定に至ったと聞いております。</p>
議 長	<p>地上権については、ちょっと農地のやり取りではあまり出てこない部分ですので、また皆さん覚えておいていただければと思います。</p>
議 長	<p>それでは採決にはいります。 原案のとおり賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p>
議 長	<p>全員賛成ですので、議案第2号は原案のとおり許可相当として県知事に意見を送付いたします。</p>
議 長	<p>次に議案第3号「農用地利用集積等促進計画(貸借)への意見について」事務局より説明をお願いします。</p>



事務局	<p>【 貸借 (中間管理) 受付番号 692番～751番 議案書をもとに朗読と説明】</p>
議長	<p>ご意見、ご質問がございましたらお願いします。 推進委員の皆さんは何かご意見ございますか。</p> <p>(意見なし)</p>
議長	<p>それでは採決にはいります。 議案第3号「農用地利用集積等促進計画(貸借)への意見について」 原案のとおり賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p>
議長	<p>全員賛成ですので、議案第4号は原案のとおり決定いたしました。 議案第4号「農用地利用集積等促進計画(所有権移転)作成の要請について」事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>【 所有権移転 (中間管理) 受付番号 11番～12番 議案書をもとに朗読と説明】</p>
議長	<p>11番、12番の補足説明をお願いします。</p>
22番	<p>譲渡人△△さんと連絡がとれて話を聞きました。譲渡人の△△さんについては以前から国営開発に入職されておられて、一応まとまったところを2ヶ所持っているそうです。今回この1ヶ所の4筆を売却したということだそうです。△△さんは太田地区なので、他に自分の周りにも畑等あってそれは今まで通り耕作をして、国営と家のまわりで営農は続けていきたいということです。譲受人の法人については、譲渡人の△△さんの畑と隣接しているということと、ご承知の通り非常に大規模にやっておりますし、また岡山の地域計画の担い手であるので、売却しても畑については有効的に使っていただけるのではないかとということで、適当かと思えます。</p>
議長	<p>ご意見、ご質問がございましたらお願いします。 推進委員の皆さんは何かご意見ございますか。</p> <p>(意見なし)</p>
議長	<p>それでは採決にはいります。 議案第4号「農用地利用集積等促進計画(所有権移転)作成の要請について」原案のとおり賛成の方は挙手をお願いします。</p>



	(全員挙手)
議 長	全員賛成ですので、議案第4号は原案のとおり決定いたしました。 次に追加議案になります、議案第5号「農用地利用集積計画の取りやめについて」事務局より説明をお願いします。
事務局	【 受付番号 1番～76番 議案書をもとに朗読と説明 】
議 長	ご意見、ご質問がございましたらお願いします。 推進委員の皆さんは何かご意見ございますか。
18番	これでこの法人が貸借している農地はないということですか。
事務局	使用貸借で借りている農地はありません。賃貸借契約の農地と所有している農地があります。今回は大規模に荒廃させている農地の解約に応じてもらいました。この法人はこれからも大麦を作っていきます。
18番	小沼の解約された農地ですが、耕作したいと話していましたが、従業員や人手がないということですか。
事務局	そうですね、従業員の不足と機械も小さいトラクターしかないという状況でした。あとは契約をしてから、この場所につきましては、令和4年契約してから令和7年まで何も耕作されてなかったということがありますので、やはりそのまま認めるわけにはいきません。一度契約を解消して、体制を整えてからまた復活させてほしいということです。復活できればこの周辺はまだまだたくさん荒廃地がありますので、どんどん進出していきます。この場所につきましては、ただ放っておいてもいけないので、また新しい方が見つけられるようこれから動いていきたいと思っています。またご協力をお願いいたします。
18番	体制を整えても、もうこの土地は貸借できないということですか。
事務局	タイミング的にこの法人は借りることは難しいと考えます。
議 長	結局体制が整っていないということで、耕作する意思はあっても実際にはできていないという部分がありますので、これは一旦白紙に戻して、新しい耕作者を探す方が近道かと思えます。
議 長	それでは採決にはいります。 議案第5号「農用地利用集積計画の取りやめについて」原案のとおり賛成



議 長	の方は挙手をお願いします。 (全員挙手)
議 長	全員賛成ですので、議案第5号は原案のとおり決定いたしました。
議 長	次に報告事項に入ります。 報告第1号「農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について」は、報告事項ですので、お読みいただいて何か質問があればお願いします。それでは、農地議案審議を終了といたします。



以上をもって議事の顛末を記載し、議事録に相違ないことを証明するため署名します。

議事録署名人

議 長 _____ 沼田 浩子

1 3 番 _____ 春日 孝利

1 6 番 _____ 石田 慶子